

福島県 米国関税対策緊急支援事業 (令和7年度6月補正)

(1) 相談体制の強化

(新規) 米国関税措置に伴う相談窓口

- ・ 県内7つの地方振興局に特別相談窓口を設置し、事業者からの相談を受け付けるとともに、企業訪問等において事業者の困りごとを聞き取り、金融機関や経営支援の専門家等への橋渡し役を担う。
- ・ 相談先は各地方振興局
企画商工部地域づくり商工労政課

【県北地域】 024-521-2658

【県中地域】 024-935-1292

【県南地域】 0248-23-1546

【会津地域】 0242-29-5292

【南会津地域】 0241-62-5205

【相双地域】 0244-26-1142

【いわき地域】 0246-24-6007

(2) 新たな資金繰り支援

(新規) 関税対策特別資金

- ・ 米国の関税措置の影響を受けた又は受ける見込みの中小企業者に、円滑な資金調達を支援するため、県緊急経済対策資金「関税対策特別資金」を創設し、対象金融機関から事業者への貸付を行う。

【融 資 利 率】 変動：1.3%以内 固定：1.5%以内
【融資限度額】 8,000万円

(3) 販路開拓支援の強化

(新規) 関税対策による県産品プロモーション事業

- ・ 欧州及び台湾への県産品の輸出促進を図る。